

法 令 名	道 路 法 （昭和27. 6. 10. 法 律 第 180 号 ） （改正 平成28. 3. 31. 法律第 19号 ）
制 度 の 趣 旨	この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。（第1条）
指 定 区 域	(1)道路の区域（第2条、第18条） 道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される区域 (2)沿道区域（第44条） 道路管理者が、沿道から道路に及ぼされる損害を阻止するため、条例等で定める基準に従い、指定した道路に接続する区域。 (3)道路予定区域（第91条）
規 則 等 の 内 容	(1) 私権の制限（第4条） 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。 (2) 道路管理者以外の者の行う工事（第24条） 道路に関する工事又は維持を行うためには、道路管理者の承認を受けなければならない。（例．法面埋立工事、車両乗入れのための歩道切下げ等） (3) 道路の占用の許可（第32条） 道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない（変更を含む）。但し、許可できるのは次の（ア）～（キ）に掲げる物件等に限られる。 ア 電柱、電線、郵便ポスト、電話ボックス、広告塔等の工作物 イ 水管、下水道管、ガス管等の物件 ウ 歩廊、雪よけ等の施設 エ 鉄道、軌道等の施設 オ 地下街、地下室、通路等の施設 カ 露店、商品置場等の施設 キ 看板、標識、太陽光発電設備、津波避難施設、工事用仮設物、材料置場、高架下の施設等（令第7条） (4) 道路に関する禁止行為（第43条） 何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 ア みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。 イ みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 (5) 道路予定区域（第91条） 道路区域決定後、道路の供用が開始されるまでの間は、道路管理者が区域内の土地について権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、土地の形質を変更し、工作物を新築、改築、大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。
許 可 基 準 等	道路管理者以外の者の行う工事の承認基準 道路管理上の支障の有無を総合的に判断し承認することができる。 (1) 工事の場所が道路構造上及び機能上適正であり、道路管理上支障がないこと。 (2) 施設の構造が道路構造令等に適合していること。 占用の許可基準（第33条） 次の要件を満たしている場合に限り許可することができる。 (1) 道路の占用が道路の敷地外に余地がないため、やむを得ないものであること。 (2) 占用の場所、構造等が政令で定める基準に適合していること。 許可手続 ①市町村道 申請者⇄市町村長⇄警察署長 ②一般国道 （指定区間を除く）及び県道 申請者⇄東部県土整備局⇄警察署長 ③一般国道 （指定区間） 申請者⇄国土交通省⇄警察署長 ※ 道路占用申請のみ警察署長に協議をします。
照 会 先	県土整備部 道路整備課（088－621－2548）